



(裏)

○ 治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、特定不妊治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じ、報告を求めています。

報告された内容を集計し、分析することにより、助成事業の成果及び課題を明らかにし、助成事業の一層の充実に役立てることができます。また、治療の効果を把握して、我が国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市においても、これらの集計・分析の結果を踏まえて、助成事業の一層の利用促進を図っていくことができます。

(2) 報告の内容、方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報が厚生労働省に報告されます。

報告には、個人名の記載はなく、内容は、統計的に集計され、行政機関は、全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計が行われる項目

〔報告は、医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで      | II 妊娠から出産まで  |
| (1) 患者（女性）の年齢   | (4) 妊娠、出産の状況 |
| (2) 不妊の原因       | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 |              |

○ 助成の受給歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。

転入された方については、以前にお住まいの自治体に、この助成金の受給状況を確認することができますので御承知ください。

なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。